

## 申請に対する処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	健康局保健所管理課審査・給付グループ (06-6647-0782)
処分担当名	同上
処分の名称	療養費の支給申請
概 要	療養費は、被認定者がやむを得ない理由により公害医療機関以外の医療機関で診療を受けた場合や公害医療機関で公害医療手帳を提示しないで診療を受けた場合等において、診療に要した費用を請求に基づいて支給します。
根拠法令等 及び条項	公害健康被害の補償等に関する法律第24条第1項、第2項 公害健康被害の補償等に関する法律施行規則第18条 公害健康被害補償法等の施行について（昭和49年9月28日環保企第109号） 公害健康被害の補償等に関する法律に係る処理基準について（平成13年5月24日環保企第587号） 公害健康被害の補償等に関する法律の規定による診療報酬の額の算定方法（平成4年5月29日環境庁告示第40号）
審査基準	第24条 都道府県知事は、療養の給付を行うことが困難であると認めるとき、又は被認定者が緊急その他やむを得ない理由により公害医療機関以外の病院、診療所若しくは薬局その他の者から診療、薬剤の支給若しくは手当を受けた場合において、その必要があると認めるときは、当該被認定者の請求に基づき、療養の給付に代えて、療養費を支給する。 2 都道府県知事は、被認定者が公害医療手帳を提示しないで公害医療機関から診療又は薬剤の支給を受けた場合において、公害医療手帳を提示しなかったことが緊急その他やむを得ない理由によるものと認めるときは、当該被認定者の請求に基づき、療養の給付に代えて、療養費を支給する。  ・療養費の額は公害医療機関の診療報酬の額の算定方法の例により算定します。 ただし、現に要した費用の額を超えることができません。 請求にあたっては療養の内容と費用の額の証明書類（診療報酬明細書の写し等）を添付することとなっており、これらの書類をもとに公害医療機関からの診療報酬請求に準じて審査を行ったうえで支給します。 ( <a href="http://www.env.go.jp/hourei/14/000023.html">http://www.env.go.jp/hourei/14/000023.html</a> )
標準処理期間	2か月
経由日数	2日
提出先	お住まいの区の保健福祉センター保健業務担当
提出時期	随時
提出方法	「療養費請求書」に「診療報酬明細書（レセプト）」の写し、「自己負担分領収書もしくは証明書」を添付してお住まいの区の保健福祉センター保健業務担当へ提出してください。
手数料	なし
相談窓口	お住まいの区の保健福祉センター保健業務担当
ホームページ	<a href="http://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000018210.html">http://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000018210.html</a>
備 考	療養費の請求は、診療を行った月の翌月の1日から2年を経過したときは、請求することができません。